

窓口等での取引時確認に関するご協力とお願い

当金庫では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止策を適切に実施するため、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、窓口等において取引時確認を行っています。

何卒ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

1. 取引時確認が必要なお取引（主なもの）

次の取引以外にも、取引時確認が必要な場合があります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 口座開設、貸金庫、電子記録債権、保護預かり等の取引開始 ② 10万円を超える現金による為替取引（お振込、持参人払式小切手による現金の受取り等（税金の納付等を除く） ③ 200万円を超える現金のお預け、お引出し、両替等 ④ 融資取引 ⑤ 住所変更（国内外）・氏名変更（婚姻・正当な漢字氏名への変更） ⑥ 法人等代表者変更・実質的支配者の確認 ⑦ 時効解約口座の復活・解約 ⑧ 一般取引(キャッシュカード新規および再発行・通帳及び証書再発行) ⑨ 権利なき能力団体および任意団体の取引担当者交代時 ⑩ その他、当金庫より取引時確認をお願いした場合 |
|--|

2. 取引時確認で確認させていただく事項

(1) 個人のお客さま

確認事項	確認書類等（主なもの）
①氏名・住所・生年月日	<ul style="list-style-type: none"> ○運転免許証（運転経歴証明書） ○個人番号カード ○旅券（パスポート） ◇2020年2月4日以降に交付されたパスポート（新型の旅券）は、住所記載欄（所持人記載欄）がないため、現住所の記載のある下記の書類（1点）の確認も必要となりますのでご注意ください。 外国人の方におかれましては○在留カード（注） ○特別永住者証明書による確認とさせていただきます。 また、在留期間更新時等に新たな在留カードを確認させていただきます。
いずれか2種類 （なお、◎の書類は、○の書類とのペアに限られます）	<ul style="list-style-type: none"> ○資格確認書（健康保険証） ○国民年金手帳 ○取引に使用する実印の印鑑登録証明書 ◎住民票の写し（記載事項証明書） ◎印鑑登録証明書 ◎現住所の記載がある公共料金または税・社会保険料の領収書等
②職業・取引の目的	お客さまの申告により確認させていただきます。
③外国 PEPs	お客さまが外国の元首または外国の政府等において重要な公的地位を有する者等であることを確認させていただきます。

（注）日本国籍を保有せずに本邦に居住する方（特別永住者を除く）は、在留カードの提示と在留資格・

在留期間その他必要な事項を当金庫所定の方法により届け出をお願いしています。

<ご本人以外の方が来店された場合>

④来店された方の氏名・住所・生年月日	上記①と同じ
⑤ご本人との関係またはご本人のために取引を行っていること	○住民票（同居のご親族のみ） ○委任状

(2) 法人のお客さま

確認事項	確認書類等（主なもの）
① 名称、本店または主たる事務所の所在地	○履歴事項全部証明書 ○印鑑登録証明書
② 来店された方の氏名・住所・生年月日等	上記（1）①と同様
③ 法人のお取引のために来店される方の確認	○委任状 ○履歴事項全部証明書（代表権のある役員の場合のみ） ○上記のほか、法人のお客さまでの電話による確認
④ 事業の内容	○履歴事項全部証明書 ○定款の写し
⑤ 取引の目的	お客さまの申告により確認させていただきます。
⑥ 実質的支配者（*）の氏名・住所・生年月日	お客さまの申告により確認させていただきます。 （*）法人の議決権のうち、25%超を保有していることなどにより、法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる地位にある自然人をいいます。
⑦ 外国 PEPs	外国の元首または外国の政府等において重要な公的地位を有する者等がお客さまの事業経営を実質的に支配する関係にあるかを確認させていただきます。

3. その他ご留意いただきたい事項

- ・ 過去に確認させていただいたお客さまにつきましても、改めて実質的支配者等の事項を確認させていただく場合があります。
- ・ お客さまの資産・収入の状況、お客さまやその家族等が外国政府等において重要な公的地位（外国 PEPs）にあるかどうかを確認させていただく場合があります。
- ・ 特定の国に居住・所在している方との取引等をされる場合や外国 PEPs にあたる場合は、過去に確認がお済みになったお客さまにつきましても、確認事項の再確認をお願いすることがあります。（その際には複数の本人確認書類のご提示をお願いする場合があります。）
- ・ 法令等で定められた方法の他、信用金庫所定の方法による確認をお願いすることがあります。
- ・ 確認事項を偽ること、他人になりすましての口座開設や口座売買等は、法令等により禁じられています。
- ・ 取引時確認ができないときは、お客さまとのお取引ができない場合があります。
- ・ 確認事項に変更が生じた場合には、お取引店までお申し出ください。

■詳しい内容につきましては、取引店の窓口等にお問合せください。